

技第828号
平成29年3月2日

農政部
林政部
県土整備部
都市建築部

部内各課長
部内各現地機関の長 様

技術検査課長

デジタル工事写真の小黑板情報電子化について(通知)

平成29年1月30日付け国技建管第10号で国土交通省が、デジタル工事写真の小黑板情報電子化を運用するとの通知を受け、岐阜県においても、別紙運用に基づきデジタル工事写真の小黑板情報電子化を運用することとしたので通知します。
併せて、特記仕様書の一部を改正しましたので通知します。

附 則

この通知は、平成29年4月1日以降に入札を行う工事から適用する。
ただし、平成29年3月31日までに入札が行われた工事については、契約後、監督員の承諾を得たうえで、実施するものとする。

担当所属	県土整備部	技術検査課	建設技術係
担当係長	若園	担当	豊田
電話番号	058-272-1111 (3633)		
E-mail	c11656@pref.gifu.lg.jp		

デジタル工事写真の黒板情報電子化について

1. 目的

デジタル工事写真の黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図る。

2. 対象工種及び必要な機器の導入

- ・ 対象工種については、現行の写真管理基準に準ずるものとする。
- ・ 実施工事において、受注者が監督員へ黒板情報電子化の実施について協議し、承諾を得るものとする。
- ・ ただし、実施工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。
- ・ 導入に必要な機器・ソフトウェア等は、受注者にて調達する。調達する機器・ソフトウェア等については、写真管理基準「2-2 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載している技術を使用していること。

使用機器の事例として、

URL「<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>」記載の「デジタル工事写真の黒板情報電子化対応ソフトウェア」**別添資料1**を参照。

ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

- ・ 導入に必要な機器・ソフトウェア等の選定は、受注者が行うものとする。機器・ソフトウェア等の導入に係る費用は、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれるものとする。
- ・ 機器・ソフトウェア等の導入に係る費用とは、黒板情報電子化の実施に必要な機器・ソフトウェア、チェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトの機器経費及び電算使用料等を指す。

指示・承諾・協議・提出・報告書

監督権者	事務所長	副所長	総括監督員	担当課長	主任監督員	担当係長	一般監督員	担当者	現場代理人
------	------	-----	-------	------	-------	------	-------	-----	-------

	様	年発 日議		発議者	岐阜県 受注者
工事番号	工事名				受注者
工事場所	郡 町 大字 市 村				
工期	自 平成	年	月	日	至 平成
	至 平成	年	月	日	
指示・承諾・協議・提出・報告事項					
デジタル工事写真の小黑板情報の電子化について 特記仕様書 第15条に基づき本工事を小黑板情報電子化対象工事として、写真管理を実施したいので承諾願います。 工事写真の電子化のために利用する使用機器及びアプリケーション等は下記のとおりです。					
		写真撮影アプリケーション		信憑性チェックツール	
製品名					
製造会社					
処理・回答					
上記事項については、 子解・承諾・後日指示・受理 する。協議のとおり施工すること。					
※協議事項に対して検討時間のかかる場合は、「後日指示」するものとする。 <div style="text-align: right;">平成 年 月 日</div>					

(注) 2部作成し、捺印後発注者と請負者が各1部保管するものとする。
 不要な文字は、——で消すこと。